令和８年度被扶養者資格再確認に関するＱ＆Ａ

（事業所担当者用）

Ｑ１．なぜ被扶養者資格再確認を行うのですか？

Ａ　健康保険法施行規則第５０条により、保険者として被扶養者資格の再確認を実施しています。就職や収入超過等、本来は被扶養者に該当しないはずの人が認定され続けないよう再確認を行います。

被扶養者に該当しない人を認定し続けることは、保険給付の不必要な増加及び加入者（被保険者・被扶養者）の人数に応じて算出される高齢者医療制度に対する支援金・納付金の増加につながります。

健康保険組合のこれらの支出の増加は、結果的に保険料率の引き上げにもつながっていきます。このようなことがないよう、当健康保険組合では被扶養者資格再確認を行っております。

Ｑ２．提出はまとめてしないといけないのですか？

Ａ　原則、事業所にてとりまとめて提出してください。調書を分けて提出される場合は、その都度、調書総括表を作成し、添付のうえ提出してください。

Ｑ３．調書に記載されている「税法上の扶養家族で有・無」とはどういうことですか？

Ａ　所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族の方の有無であり、年間の合計所得金額が６２万円以下の方となります。給与所得だけの場合は、収入金額が１３６万円以下、公的年金等にかかる雑所得だけであれば収入金額が１７２万円以下（65 歳未満の方は １２２万円以下）となります。以下であれば「有」、超えていれば「無」に〇印を記入してください。

Ｑ４．「税法上の扶養家族」である場合、収入を確認する添付書類は必要ですか？

Ａ　収入のある被扶養者については、収入の確認できる書類等の添付が必要となりますが、事業所において、所得税法上の規定による控除対象配偶者または扶養親族であること、年間収入が健康保険法上の認定基準限度額の１３０万円（被保険者の配偶者を除く１９歳以上２３歳未満の方は１５０万円・６０歳以上または障害者の場合は１８０万円）未満であることが確認できる場合は、事業主の証明により収入にかかる添付書類を省略することができます。添付書類を省略する場合の証明は、実施要領の６-(1)-④を確認してください。

（事業主が証明する際の、事業所名称、事業主氏名および担当者氏名の記入もれにご注意ください）

Q５．学生の場合、学生証の写しは必要ですか？

A　いいえ。不要です。調書の「職業・学校・学年」の欄に「大学○年生」「専門学校○年生」など具体的な学年の記入をしてください。

Q６．自営業の被扶養者の場合、添付書類は何が必要になりますか？

A　直近の確定申告書および収支内訳書のコピーもしくは青色決算申告書（損益計算書）のコピーを添付してください。確定申告されていない場合は、非課税証明書のコピーを添付してください。

なお、健康保険の扶養認定の収入の基準は、所得額ではなく、『総収入額から「直接的必要経費」を差し引いた額』で判断します。直接的必要経費とは、生産活動に要する原材料等の費用です。税法上の必要経費とは異なりますので、総収入が認定基準額上限の１３０万円（被保険者の配偶者を除く１９歳以上２３歳未満の方は１５０万円・６０歳以上または障害者の場合は１８０万円）を超えている場合は、添付書類で必要経費の確認をいたします。内容確認のうえ、認定基準を超えている場合は、被扶養者から削除していただくことになります。

Q７．退職する予定の被保険者がいます。調書を提出する必要がありますか？

A　はい。令和８年 10 月１日時点での確認になりますので、退職予定の場合でも、原則添付書類と一緒に提出してください。ただし、添付書類と一緒に提出することが困難な場合（有給消化等）は、被保険者氏名欄に「○月○日喪失」と朱書きして提出してください。（退職者で喪失届を提出済みの場合は、被保険者氏名欄に「○月○日喪失届出済」と朱書きして提出してください。）

Q８．被保険者が調書を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？

A　再発行をしますので、当健康保険組合の業務課適用係まで連絡してください。

Q９．被保険者が海外などの遠隔地にいる場合、被保険者とのやりとりに郵送の時間と費用がかかります。ほかに方法はないでしょうか？

A　やむをえない場合は Fax やメール等でご対応のうえ、期限内の提出にご協力ください。

Q１０．削除の申し出がありましたが、削除日が明確ではありません。いつの日付で削除の届出をすればいいですか？

A　削除日は、就職等で年月日がわかっている場合は、その日を記入してください。収入等がいつから超過していたかあいまいな場合などは、調書の記入日をもって削除することとしますので、調書の「備考」欄に記入年月日と削除理由を記入してください。

Ｑ１１．被保険者に記入を依頼していますが提出がありません。未提出の場合はどうなりますか？

Ａ　調書は事業主・被保険者のご協力のもとに実施しております。調書未提出の事業所には督促をいたしますが、督促後も提出がない場合は、被扶養者の要件を満たしていることが確認できないことから、健康保険法施行規則第５０条により該当被扶養者の資格は無効となります。

Ｑ１２．海外在住者について、既に確認書類を添付のうえ届出を行い、国内居住要件の例外に該当する者として認定されていますが、再度確認書類等の提出は必要ですか？

Ａ　被扶養者の資格確認は毎年度行うこととしているため、既に国内居住要件の例外に該当する者と認定されている場合であっても、改めて「確認書類」および「被扶養者が海外に居住している場合の現況申立書」を提出してください。

Ｑ１３．海外在住者について、「被扶養者が海外に居住している場合の現況申立書」の提出は必要ですか？

Ａ　認定対象者に対して国内居住要件の例外に該当する者の実態確認のため申立書が必要です。確認書類と併せて、該当被扶養者１名につき、１枚の申立書を提出してください。

Ｑ１４．19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の収入要件について教えてください。

Ａ　令和７年 10 月 1 日から被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の収入要件が 130 万円未満（月額 108,333 円以下）から 150 万円未満（月額 124,999 円以下）となっています。ただし、被保険者の配偶者は対象となりません。配偶者とは、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含みます。なお、今回の取り扱いについては年間収入の金額が変わるのみで、収入の考え方に変更はありません。

Ｑ１５．１９歳以上２３歳未満の年齢はどの時点で判断しますか？

Ａ　年齢要件（被保険者の配偶者を除く１９歳以上２３歳未満）については、所得税法上の取り扱いと同様に、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。

例えば、令和８年 10 月に１９歳の誕生日を迎える場合には、令和８年における年間収入要件は１５０万円未満となります。なお、学生であることは要件に含まれません。あくまでも、年齢によって判断します。